

本庁と総合支庁との事務権限見直し結果一覧（令和3年度調整分）

1 本庁から総合支庁へ移譲するもの

(1) 事務・権限（1件）

	本庁 所管課	総合支庁 所管課	事務・権限の名称	移譲 時期
1	税政課	村山総合支庁課税課 村山総合支庁西村山 税務室 村山総合支庁北村山 税務室 最上総合支庁税務課 置賜総合支庁税務課 置賜総合支庁西置賜 税務室 庄内総合支庁税務課	山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例に基づく課税免除事務	R3. 7月

(2) 補助金等（3件）

	本庁 所管課	総合支庁 所管課	補助金等の名称	移譲 時期
1	観光復活戦略課	各地域産業経済課観 光振興室	山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業 費補助金	R3. 7月
2	園芸農業推進課	各農業振興課	山形県農畜産物輸出拡大施設整備事業交付 金	R3. 7月
3	森林ノミクス推進課	各森林整備課	山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補 助金	R3. 7月